

## クレジットカード納税 Q&A

【1】

クレジットカード納税とはどのようなものですか。

パソコンやスマートフォン、タブレット端末を利用して、24時間インターネット上の専用サイトからクレジットカードにより自動車税を納付する手続きのことをいいます。

※ 一部携帯電話（フィーチャーフォン）をご利用のお客様につきましては、当手続きをご利用することができません。

【2】

金融機関やコンビニなどでクレジットカード納税はできますか。

金融機関やコンビニなどではクレジットカード納税ができません。  
インターネット上の専用サイトから自動車税の納付手続きをしてください。

【3】

クレジットカード納税は自動車税全てが対象となりますか。

平成29年度に発付する「納付番号」と「確認番号」が印字されている自動車税納税通知書のみ対象になります。

【4】

自動車税以外の道税でもクレジットカード納税はできますか。

北海道では、自動車税のみの取扱いとしていますので、ほかの道税については納税手続きできません。

【5】

前年分の自動車税についてクレジットカード納税はできますか。

北海道では、納税通知書を発付した年度の自動車税のみを対象としていますので、前年分の自動車税については納付手続きできません。

【6】

利用できる期間はいつまでですか。

納税通知書（「納付番号」と「確認番号」が印字されているもの）がお手元に届いてから、納期限までにご利用ください。

なお、納期限を過ぎてもご利用できますが、納期限の翌日から延滞金が計算されます。

延滞金が発生した場合は、別途送付される納付書、督促状または催告書により金融機関等で納付してください。（Yahoo!公金支払いで延滞金の納付はできません。）

【7】

利用できるクレジットカードを教えてください。

マスターカード、ビザ、ジェイシービー、ダイナースカード、アメリカンエキスプレスのマークのあるクレジットカードです。



【8】

支払方法は選択できますか。

一括払い、分割払い、リボ払いから選択できます。

なお、利用するカードによっては、支払方法が選択できないものがありますので、カード会社にご確認ください。

【9】

税額のほかに、手数料等はかかりますか。

クレジットカード納税による立替払システムの利用料として、1件につき324円（税込）の手数料がかかります。

また、分割払いやリボ払いの場合は、別途カード会社が定める手数料等が発生する場合があります。

【10】

なぜ、手数料を負担するのですか。

クレジットカード納税をご利用される場合、手元に現金がなくても支払い方法（一括払い・分割払い等）に応じて後払いで納付できることや、利用額に応じたポイントサービスなどの利益還元が行われることが多いことなど、他の納付方法をご利用される納税者の皆様との公平性を考慮し、クレジットカード納税による立替払システムの利用料として、1件につき324円（税込）の手数料を負担いただいております。

※ この手数料は、北海道の収入になるものではありません。

【11】

どのように手続するのですか。

インターネット上の専用サイトにアクセスし、注意事項を確認の上、画面上の指示に従い納税通知書に印字された「納付番号」と「確認番号」、カード情報等を入力する方法により手続します。

【12】

自動車を複数台所有している場合、まとめて手続できますか。

複数台をまとめて手続をすることができますが、手数料は1台ごとにかかります。

【13】

一度手続を行えば、翌年度の手続は不要ですか。

毎年送付する納税通知書に印字された「納付番号」と「確認番号」を使って、その都度、手続をしていただく必要があります。

【14】

家族名義の自動車税を自分名義のクレジットカードで手続できますか。

カードの名義人がお手続きをすれば、家族名義の自動車税でもクレジットカード納税が可能です。

【15】

自動車税の納付日はいつになりますか。

手続が完了した日となります。

【16】

領収証書は発行されますか。

北海道から領収証書は発行しませんので、カード会社が発行する請求書などでご確認ください。

なお、領収証書が必要な場合は、クレジットカード納税を利用せず、お手持ちの自動車税納税通知書により、金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。

【17】

納税証明書は発行されますか。

北海道から納税証明書は発行しません。

納税証明書が必要な場合は、クレジットカード納税を利用せず、お手持ちの自動車税納税通知書により、金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。

【18】

クレジットカード納税したとき、車検更新はどのようにするのですか。

運輸支局において自動車税の納税確認を電子的に行うことが可能となっていますので、車検更新時に納税証明書を提示しなくても、車検を更新することができます。

ただし、納期限を過ぎてから納付したため延滞金が発生している場合は、延滞金を納付して完納となるまで車検を更新することができませんので、ご注意ください。

【19】

クレジットカード納税手続後、すぐに車検更新できますか。

手続完了から納税確認できるまでに3~4日かかるため、すぐに車検を更新することはできませんので、車検の更新をお急ぎの方は、クレジットカード納税を利用せず、納税証明書が添付された自動車税納税通知書により、金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。

【20】

手続きが完了した後に北海道から連絡はありますか。

北海道から連絡することはありません。

支払手続き完了画面を印刷し、保管しておくことをお勧めします。

【21】

手続き完了後、取り消すことはできますか。

手続き完了後は、取り消すことができません。

必ず注意事項を確認の上、手続きを行ってください。

【22】

納税通知書を紛失しましたがクレジットカード納税はできますか。

総合振興局等において「納付番号」と「確認番号」を交付することができますので、お問い合わせください。

なお、「納付番号」などは口頭ではお伝えできません。

【23】

クレジットカード納税後に抹消した場合や納税通知書でも納付（二重納付）した場合は、どうなりますか。

抹消により減額された額又は二重納付した額については、後日、納税者の方に還付します。

実際に還付されるまで1～2か月程度かかりますので、ご了承ください。

【24】

口座振替を利用していますが、クレジットカード納税に変更できますか。

変更することは可能ですが、ご利用いただいている口座振替を停止する手続きが必要です。

なお、口座振替停止の手続きには期限がありますので、札幌道税事務所にお問い合わせください。（電話：011-746-1257）